九　情報本部	二十九　防衛大臣が定める職制上の段階	この項第三欄第二十九号の防衛大臣が定める職制上の段階に応じ、防衛大臣が定める標準的な官職
十　技術研究本部内部部局	三十　技術研究本部研究開発評価官の属する職制上の段階	研究開発評価官
	三十一　技術研究本部副技術開発官の属する職制上の段階	副技術開発官
	三十二　技術研究本部技術開発官の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長
	三十三　前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官
	三十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員
十一　研究所及び先進技術推進センター	三十五　研究所の部長又は先進技術推進センター研究管理官の属する職制上の段階	部長
	三十六　研究所の部の所掌事務を分掌する室又は先進技術推進センター研究管理官の所掌事務を分掌する室の属する職制上の段階	室長
	三十七　前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官
	三十八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員

十二　試験場	三十九　試験場長の属する職制上の段階	試験場長
	四十　前号に規定する官職の指揮監督を受け、研究に関する所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
	四十一　前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官
	四十二　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員
三　研修又は教育に関する事務をつかさどる官職の職務（九の項に掲げる職務を除く。）	一　防衛大学校	防衛大学校の学群長の属する職制上の段階	学群長
		二　前号に規定する官職の指揮監督を受け、学群の所掌事務を分掌する学科の長の属する職制上の段階	学科長
		三　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	准教授
	二　防衛医科大学校	四　防衛医科大学校の部長の属する職制上の段階	部長
		五　前号に規定する官職を助け、部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	副部長
		六　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	講師
	三　陸上自衛隊高等工科学校	七　陸上自衛隊高等工科学校副校長の属する職制上の段階	副校長
		八　陸上自衛隊高等工科学校の部の長の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研修、教授等の指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任教官